

同	同	湖町	富士河口	同	同	同	山中湖村	道志村	同
波頭沢	東八杭	馬場川	吉政2	吉政3	赤芝の3	以来7	道崩沢	大石の4	
同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	
同	同	同	同	同	同	同	新規	追加	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	山中湖村	市町村名
芙蓉台別荘地7	小海原6	讚美ヶ丘別荘地の1の2	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	新規	指定事項
			指定告示

山中湖村	道志村	同	同	同	同	同	同	同	同	湖町	富士河口	同	同	同	同	同
赤芝の3	道崩沢	大石の4	大久保12	大久保11	北八津12	北八津11	卯当川	白根	東八杭15	建石	芙蓉台別荘地11	芙蓉台別荘地10	芙蓉台別荘地9	の1	芙蓉台別荘地4	芙蓉台別荘地8
同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	新規	追加	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	富士河口 湖町	馬場川	吉政2	吉政3
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

山梨県告示第二百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第八項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	解除事項	指定告示
富士河口湖町	大石の4	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（図面省略）	一部	平成十八年山梨県告示第百七十二号

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示

富士河口湖町	大石の4	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（図面省略）	一部	平成十八年山梨県告示第百七十二号
--------	------	---------	------------------	----	------------------

山梨県告示第二百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年十月十一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市御坂町栗合字中沢三百十四番六、三百十四番七、三百十六番二、三百十六番五、三百十六番六、三百十九番四、三百二十番五、三百二十番八、三百二十番十一及び三百二十番十四並びに道及び水
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十六・九四メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡鳴沢村字絶頭七千二百五十六番の一部、七千二百六十一番の一部、七千二百六十二番の一部及び七千二百六十三番の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区六本木三丁目六番九号 株式会社アルフレックスジャパン 代表取締役社長 保科 卓

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

